

菊池市建築物耐震改修促進計画

平成29年9月

菊 池 市

目 次

序 章 はじめに	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 本市における地震被害の想定	3
第 1 章 計画の基本的事項	7
1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物	8
2. 耐震化の現状	13
3. 耐震化の目標	17
第 2 章 耐震化促進の基本的な方策	21
1. 耐震化に向けた役割分担	21
2. 促進体制	23
3. 地震防災マップの作成	25
4. 関連する安全対策	26
第 3 章 住宅の耐震化促進	27
1. 耐震化促進のための支援制度	27
2. 普及・啓発	28
3. 低コスト耐震化工法の普及	30
第 4 章 建築物の耐震化促進	31
1. 建築物の耐震化促進	31
2. 耐震化促進のための支援制度	34
第 5 章 具体的な取り組み方針	37
1. 地域における耐震化の取り組みの促進	37
2. 重点的に耐震化を進める区域	39
第 6 章 計画達成に向けて	41

序章 はじめに

1. 計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等による圧死でした。この要因として、昭和56年以前、いわゆる新耐震基準の施行以前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかになりました。また、倒壊した住宅等から出火・延焼し、さらに多くの住宅・建築物に被害を拡大させるとともに、倒壊した住宅や建築物が道路を塞ぐことにより、スムーズな消火・救援・避難活動を妨げ、一層の被害の増大を招いたことも課題点として挙げられました。

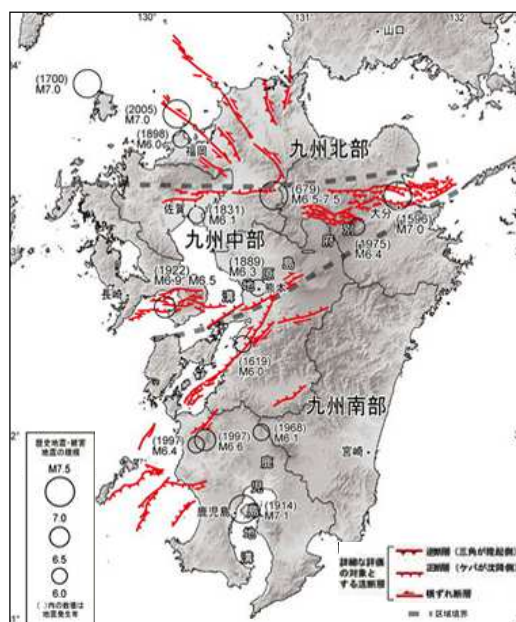
大規模地震に対する対策は、阪神・淡路大震災を契機として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成7年に制定され、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ってきました。また、その後の新潟県中越地震、福岡西方沖地震等の大規模な地震の頻発及び南海トラフの巨大地震等の発生の切迫性等を受けて、平成18年の法改正で建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われましたが、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生し、平成25年の法改正で、一定規模以上の多数の者が利用する建築物等の耐震診断の義務付け等の措置が講じられました。また、法の改正等に伴い、国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）が平成28年3月に改定され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2年までに95%、耐震性が不足する住宅を令和7年までに概ね解消する等の目標が定められています。

熊本県では、国からの通知に基づき平成9年4月に「熊本県建築物耐震改修促進計画」（以下、「県促進計画」という。）が定められました。その後、平成18年の法改正を受け、平成19年3月に同法に基づく県促進計画を策定し、平成25年の法改正に則して県促進計画を見直し、建築物の耐震化の促進に取り組んでいます。

平成28年4月、最大震度7の揺れを2度にわたり観測した熊本地震が発生し、熊本県内の各地に甚大な被害をもたらしました。熊本地震の震源域付近に布田川断層帯、日奈久断層帯が存在しており、熊本地震は、これらの断層帯の活動によるものと考えられています。

国の「地震調査研究推進本部 地震調査委員会」による平成29年1月1日を基準日として算定した活断層の長期評価による地震発生確率の更新においては、「日奈久断層帯（八代海区間）」及び「日奈久断層帯（日奈久区間）」は我が国の主な活断層の中でも地震

図-九州地域の長期評価対象の活断層



(出典：地震調査研究推進本部
九州地域の活断層の長期評価)

菊池市建築物耐震改修促進計画

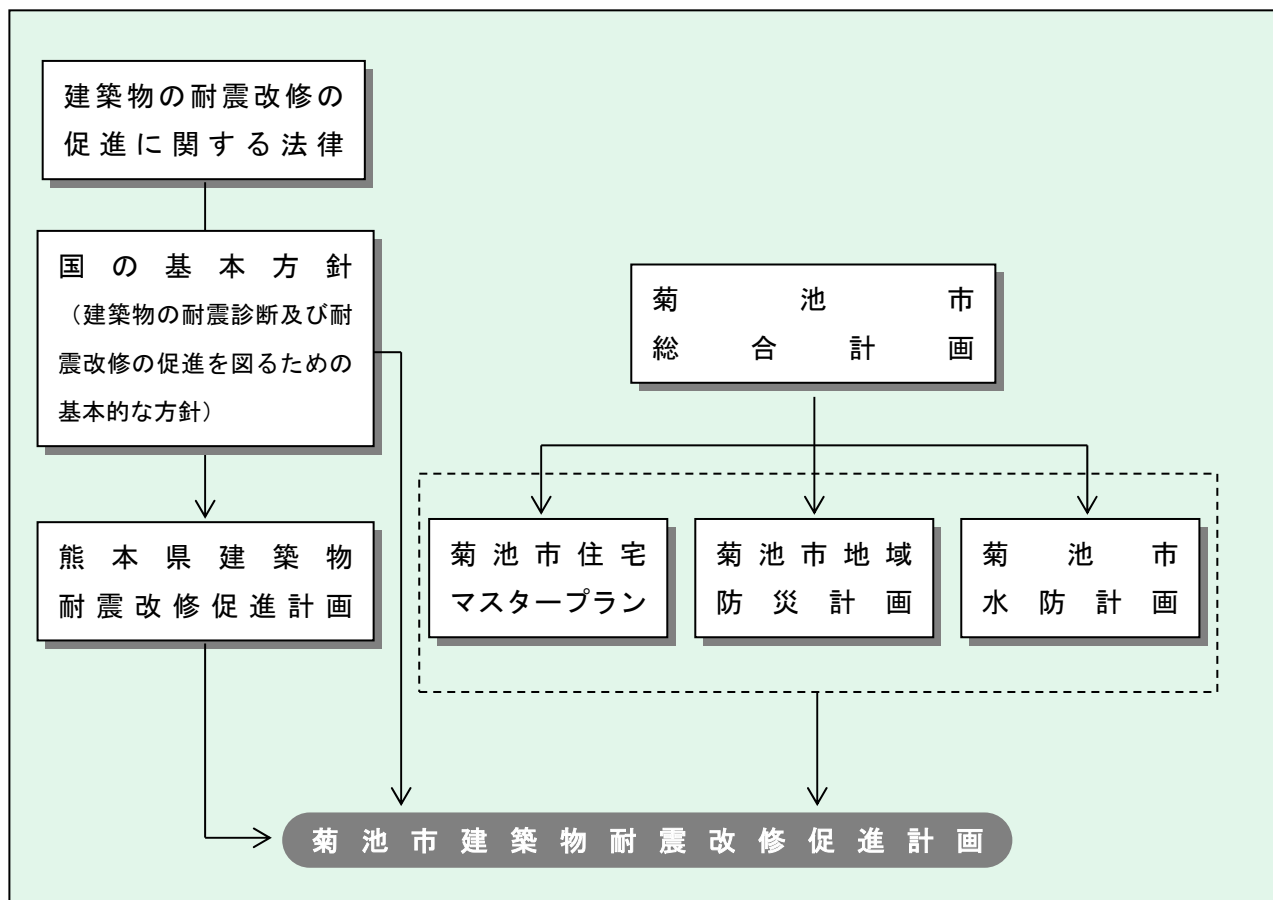
発生確率が高いグループに属しています。これらや南海トラフ沿いの地震をはじめ、いつ、どこで大規模な地震が発生してもおかしくないとの認識のもと、早急かつ計画的に建築物の耐震化を促進する必要があります。

そこで、菊池市（以下、「本市」という。）においても、市民のみなさんの生命や財産を守るため、平成20年3月に「菊池市建築物耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、建築物の耐震化の促進に取り組んできました。今回、県促進計画の新たな目標や考え方を取り入れ、住宅や建築物の耐震化をさらに促進するため、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策等を定める本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「熊本県建築物耐震改修促進計画」、「菊池市総合計画」、「菊池市住宅マスタープラン」、「菊池市地域防災計画・菊池市水防計画」等を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

図一 菊池市耐震改修促進計画の位置づけ



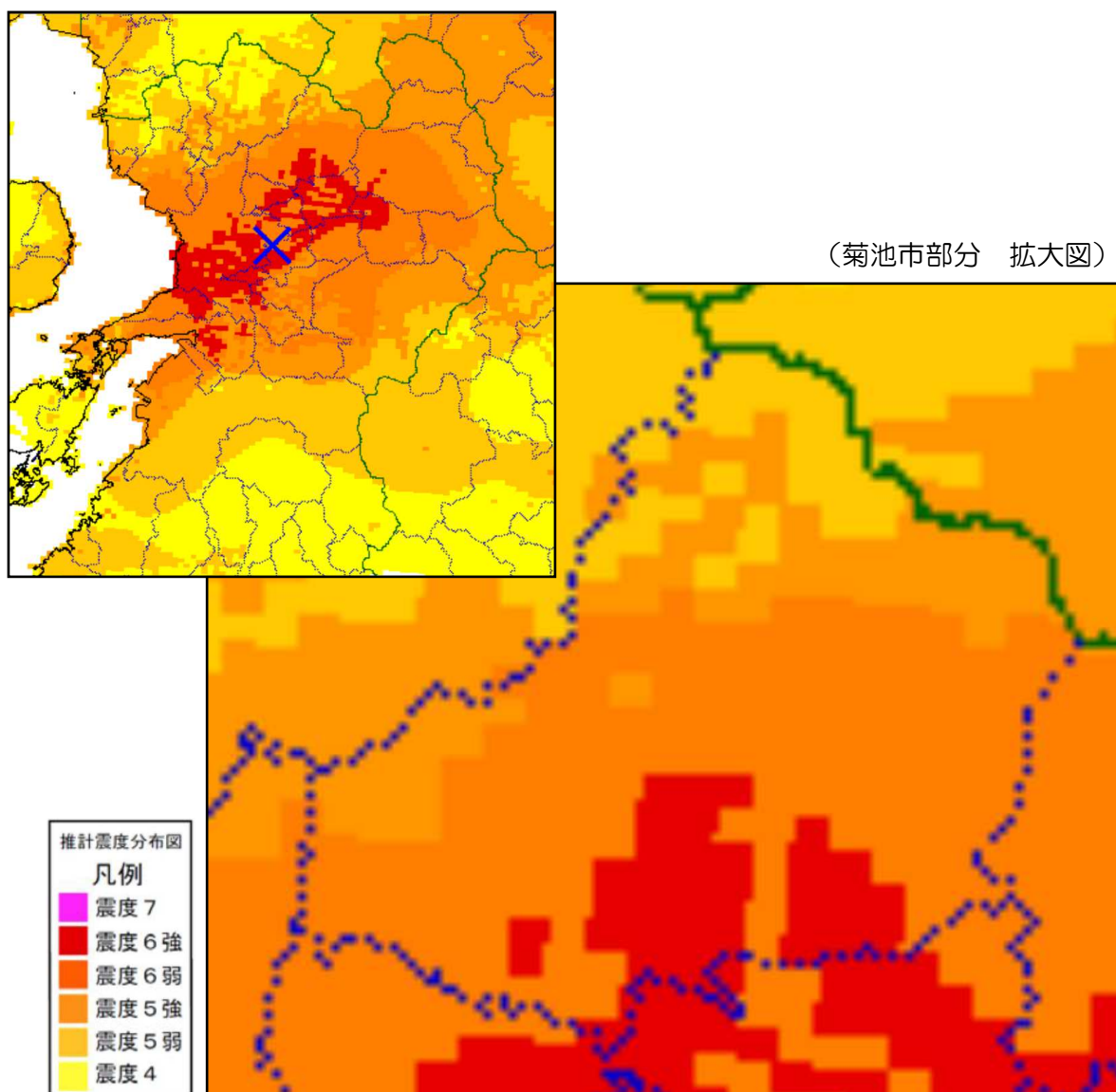
3. 本市における地震被害の想定

(1) 熊本地震の規模

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方の深さ11kmでマグニチュード6.5の地震(前震)が発生し、上益城郡益城町では最大震度7を観測しました。更に、この地震の約28時間後の4月16日1時25分に同地方の深さ12kmでマグニチュード7.3の地震(本震)が発生し、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度7を観測しました。

本市においても、本震では旧旭志村で震度6強を観測し、前震を上回る激しい揺れに見舞われました。また、住宅や農林畜産施設などの多くの建物に倒壊や一部損壊の被害があり、本市の広範囲で停電や断水が発生しました。

図一平成28年熊本地震(本震)の推計震度分布図



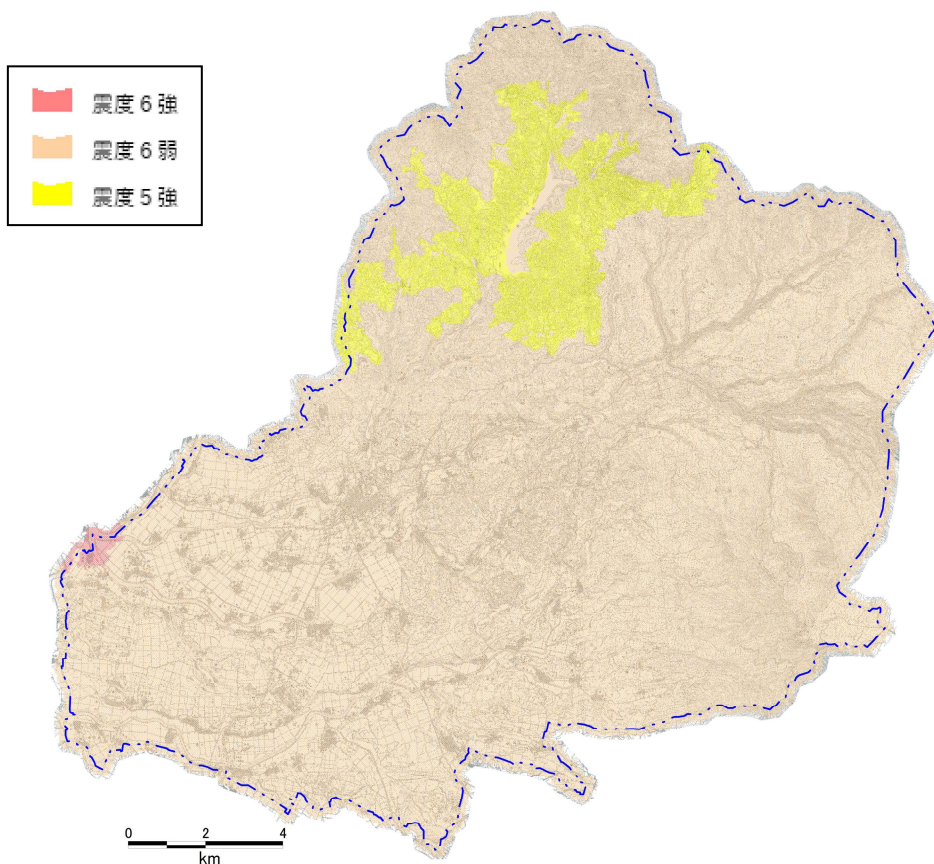
出典：熊本県建築物耐震改修促進計画

(2) 想定される地震の規模及び被害の状況

近年の、福岡県等の地震が少ないといわれてきた地域での大規模な地震の発生を考えると、いつどこで大規模な地震が発生してもおかしくない状況であるといえます。

そこで、本市中心部にマグニチュード6.9の直下型地震が発生したと想定した場合、本市中心部・旧七城町・旧泗水町の平野部では震度6強～6弱、本市北部の八方ヶ岳付近の山間部では震度5強であると予想されます。震度6弱を越える場合、多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損し、耐震性の低い建物は倒壊し、耐震性の高い建物でも壁や柱が破損したり、亀裂が生じたりすることがあります。

図一直下型地震が起きた場合の予測震度分布（菊池市）



※全国どこでも起こりうる直下の地震の想定について

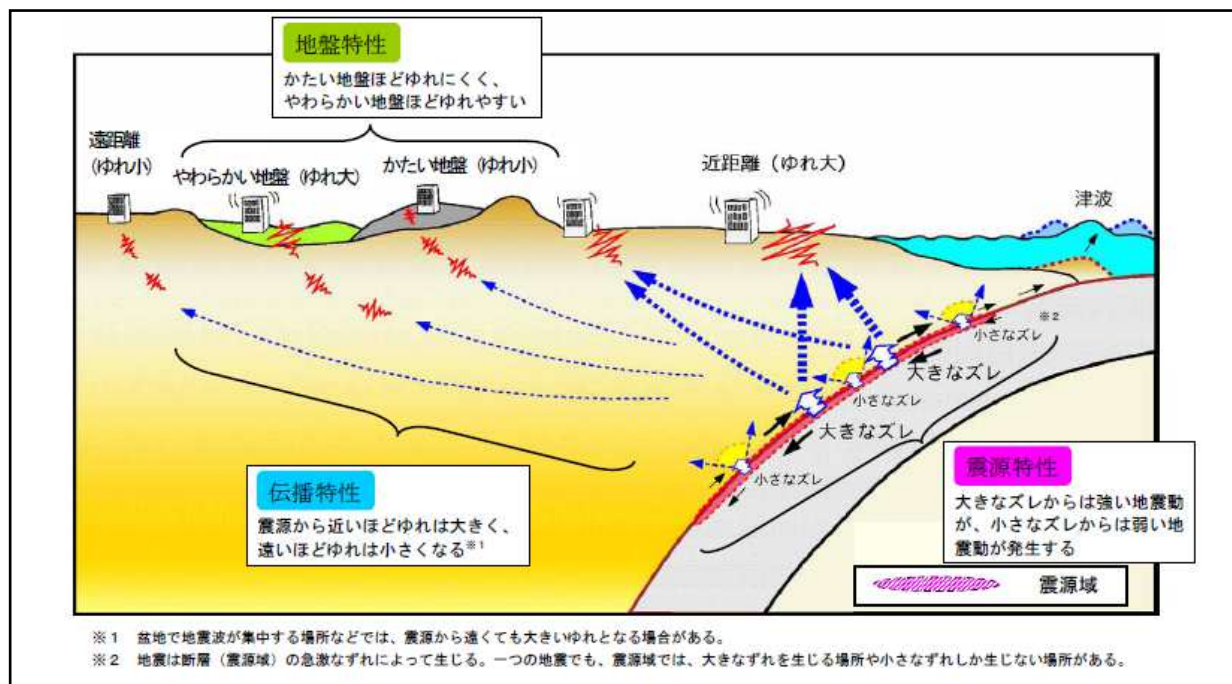
本市では、地震に対応する活断層が地表で認められていませんが、このような地震の規模の上限については、過去の事例を見ると、M6.5以下の地震ではほとんどの場合、地表で活断層が認められていません。活断層が地表で認められない地震規模の上限については、今後の学術的な議論を待つ必要もありますが、『地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月、内閣府）』では、防災上の観点から、M6台の最大であるM6.9の地震を“全国どこでも起こりうる直下の地震”と想定しています。

今後、実際に地震が発生する可能性はそれぞれの場所で濃淡がありますが、「今後何年以内に地震が発生するあるいはしない」と確実に予測することは困難であり、かつ、M7.0以上の地震に比べ断層がより小さくなっていることから、発生場所を的確に予測することは技術的にさらに難しい面があります。したがって、このような地震は、活断層が認められる地域も含め網羅的に検討することとし、「全ての地域でいつ地震が発生するか分からない」として防災対策上の備えを行うことが適切です。

(3) 想定される表層地盤のゆれやすさ※1

地震による地表でのゆれの強さは、主に、震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤の硬さ・軟らかさに関する「地盤特性」の3つによって異なります（下図参照）。

図一地震のゆれ（強震動）の伝わり方



出典：内閣府防災情報ホームページ(<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/yureyasusa/zuhyo.pdf>)

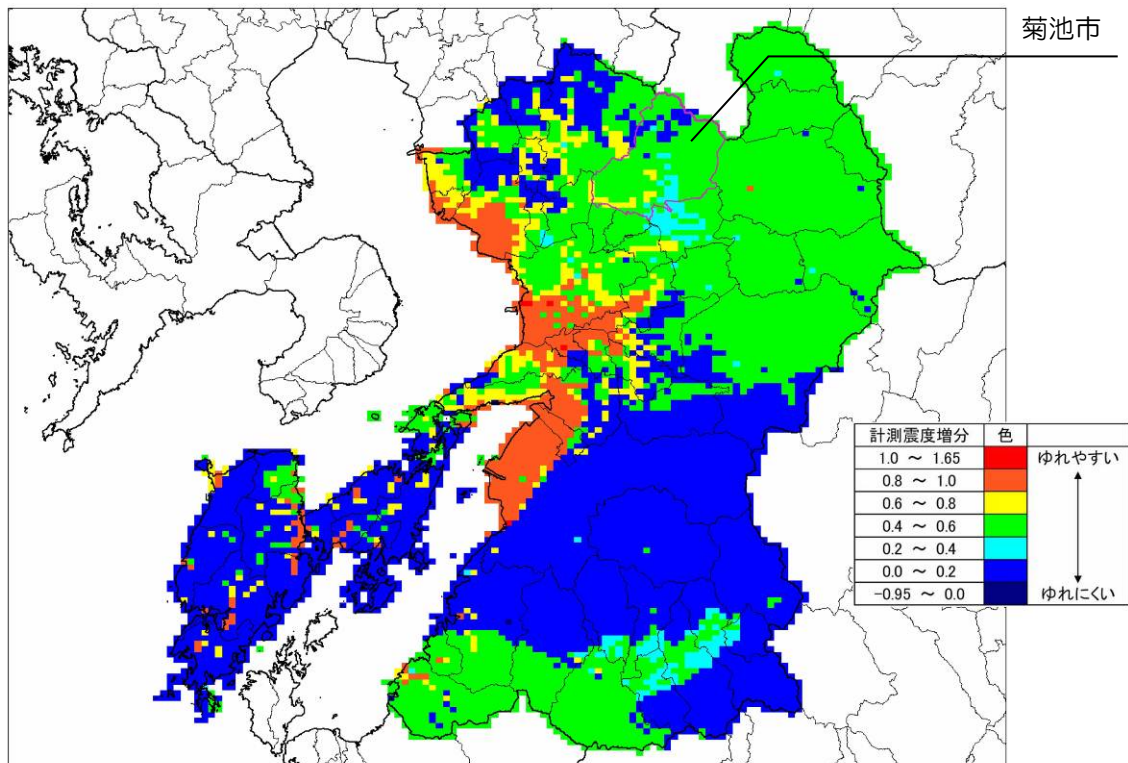
一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きい（震源特性）ほど、また、震源から近い（伝播特性）ほど地震によるゆれは大きくなります。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤が軟らかな場所では、硬い場所に比べてゆれは大きくなります。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現しています。

次頁の図は1 km メッシュで、各地の平均よりも軟らかい地盤に対して、地表でのゆれが深部（工学的地盤）でのゆれに対して大きくなる割合（計測震度増分）を示したものです。

※1：内閣府防災情報ホームページより抜粋

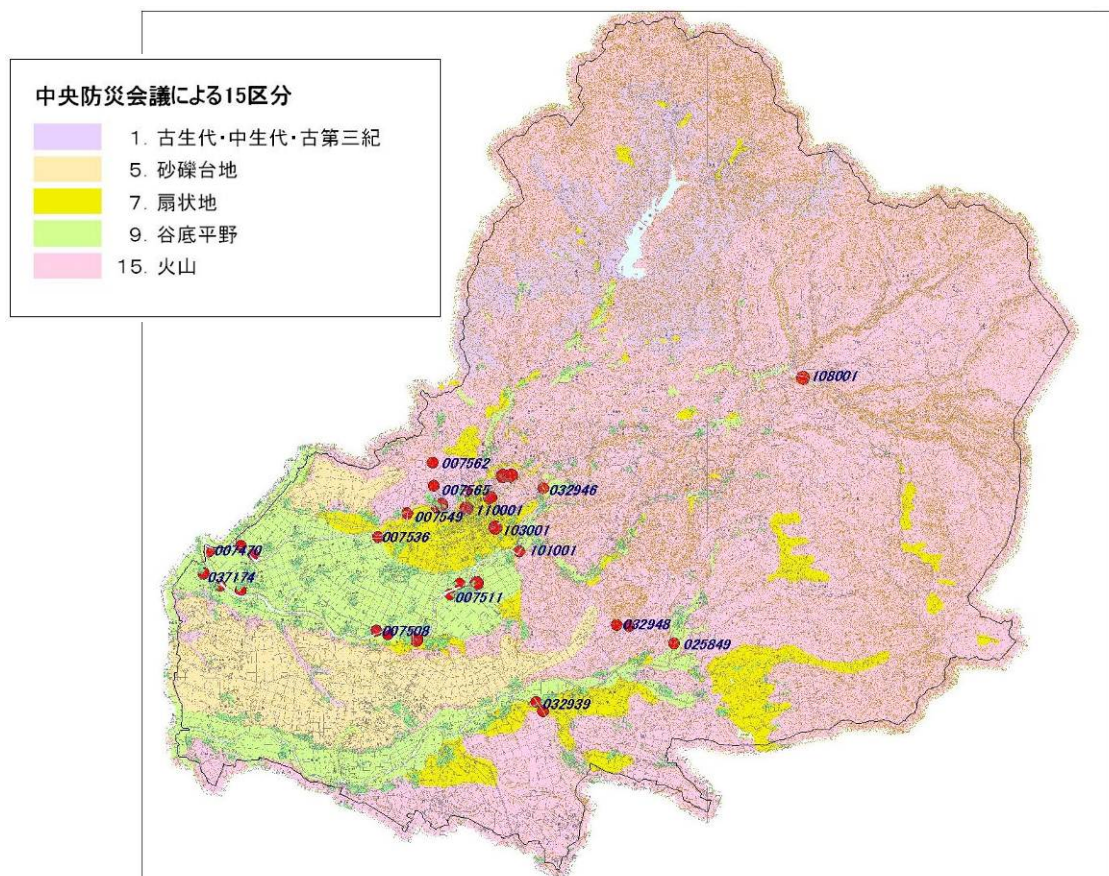
本市においては、次頁の各図より、扇状地や谷底平野の地域の表層地盤はほぼ平均よりややゆれやすく、火山や砂礫台地についてはややゆれにくいことがわかります。

図一 表層地盤のゆれやすさ（熊本県）



出典：内閣府防災情報ホームページ (<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/yureyasusa/zuhyo.pdf>)

図一 微地形区分図(菊池市)



第1章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、本市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失をできる限り軽減（低減）するために策定します。

熊本県における住宅の耐震化率は、県促進計画によると平成27年度末時点で79%と推計されます。また特定既存耐震不適格建築物においては、第1号は92.6%、第2号は77.9%、第3号は76.0%と推計されます。

本市においては、平成27年時点の住宅の耐震化率は75.5%と推計され、特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は、第1号は94.8%、第2号は100%、第3号は48.5%という状況です。

国の基本方針によると、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2年までに95%、耐震性が不足する住宅を令和7年までに概ね解消する等の目標が定められています。これを踏まえ、熊本県では県促進計画において令和7年までに耐震性が不十分な住宅、特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目標に定めています。

本計画は、国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、法に基づき、国の基本方針や、本市において想定される地震の規模・被害状況等及び市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

1. 対象となる区域・計画期間・対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、菊池市全域とします。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度までとします。

(3) 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、住宅及び特定既存耐震不適格建築物を含む建築物とします。ここでいう「住宅」とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅です。

また、「特定既存耐震不適格建築物」とは、耐震改修促進法第14条に示される建築物で以下の①～③に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物です。

① 多数の者が利用する建築物	法第14条 第1号 (9頁参照)	幼稚園・保育所(2階以上かつ500㎡以上)
		小学校等、老人福祉施設等 (2階以上かつ1,000㎡以上)
		上記を除く学校、病院、集会場、ホテル、共同住宅、事務所・工場(第2号の工場を除く)等 (3階以上かつ1,000㎡以上)
		体育館(1階かつ1,000㎡以上)
② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第14条 第2号 (10頁参照)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。)	法第14条 第3号 (11頁参照)	県の指定する第1次・第2次緊急輸送道路、市指定緊急輸送道路沿道の建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

法	政令 第6第2項	用途	規模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500 m ² 以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		
	第3号	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		階数2以上かつ 1,000 m ² 以上
		学校	第2号以外の学校	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅 ^{※1} （共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
	事務所			
	博物館、美術館、図書館			
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000 m ² 以上	

※1 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけている。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

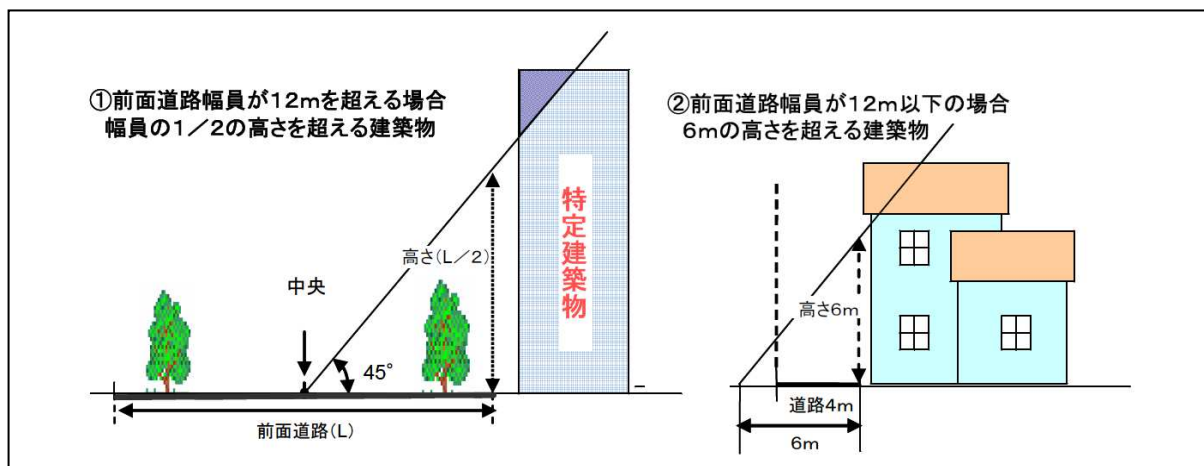
法	政令 第7条	危険物の種類		数量
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン	
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第5号	マッチ	300マッチトン ※1	
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン		

※1 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、下記により定める「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物です。

図一 緊急輸送道路沿道の対象特定既存耐震不適格建築物



出典：国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/taishin/03hou2.pdf>)

■地震発生時に通行を確保すべき道路（法第5条第3項第2号、第6条第3項第2号）

●県指定緊急輸送道路

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路で、県促進計画に定められた第1次、第2次緊急輸送道路とします。

●市指定緊急輸送道路

本市が定める緊急輸送道路は、第1次、第2次緊急輸送道路と広域避難場所や救急病院・消防署等を結ぶ道路とします。

●通学路

上記に示す緊急輸送道路とあわせて学校が指定し教育委員会で認めた通学路も通行を確保すべき道路と位置付けます。

※通行を確保すべき道路として指定された沿道で、危険な状態にあるブロック塀については、安全確保の観点から予算の範囲内で撤去に対する補助事業を実施します。

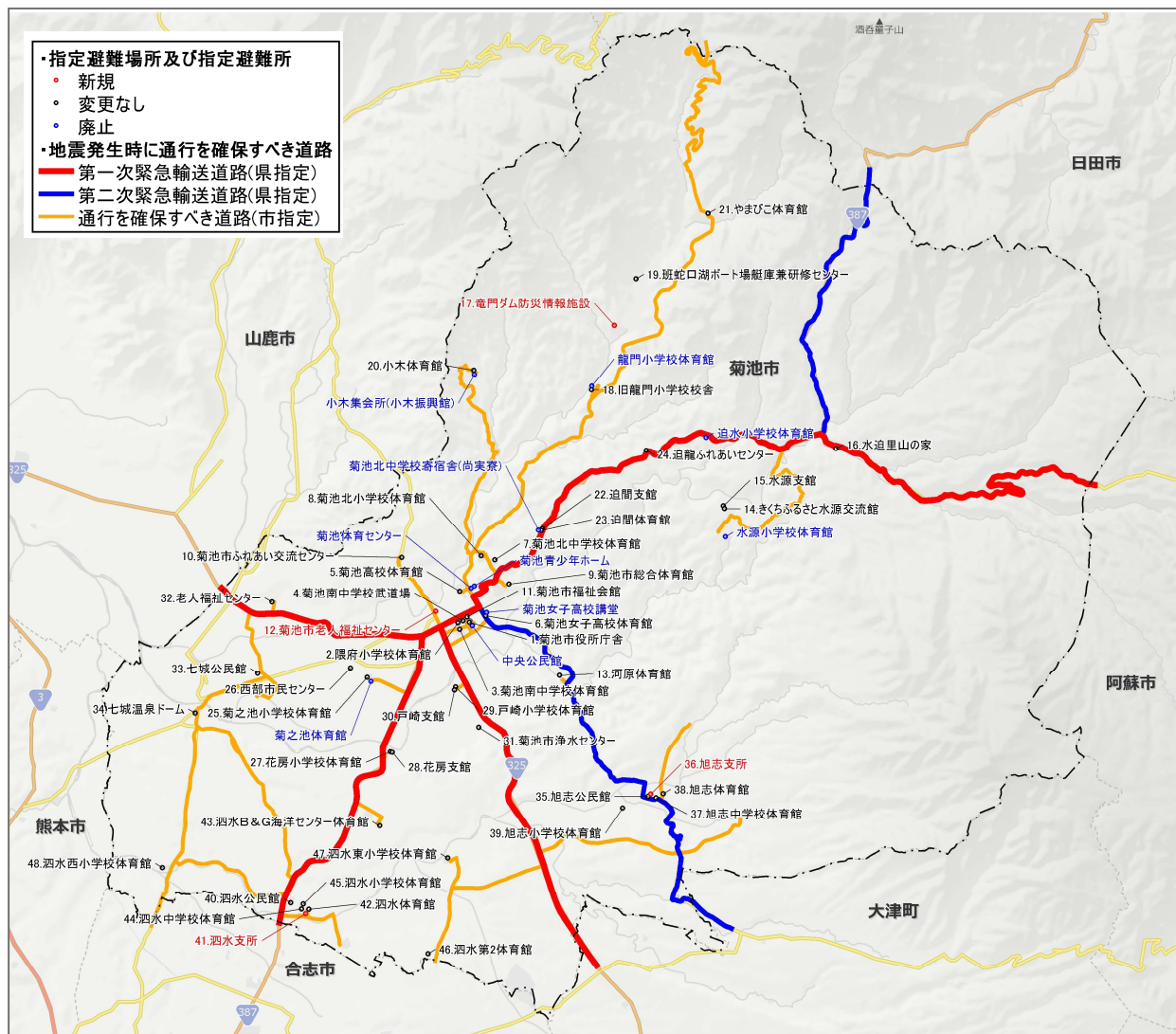
【本計画における市指定緊急輸送道路等の設定方針】

大規模地震発生直後から、多くの町民が徒歩で広域避難場所に集まり、住宅の安全確認や仮設住宅が建設されるまでの間、避難生活を送ることが想定されることから、広域避難場所周辺の主要道路を優先的に確保する必要があります。

また、避難と併せて早急に広域避難場所や救急病院等まで、食料や水をはじめとした救援物資や負傷者・急病人等を輸送・搬送する必要があることから、県促進計画で定められた緊急輸送道路と広域避難場所・救急病院を結ぶ広幅員の道路を確保する必要があります。

このため、本市においては、第1次緊急輸送道路である国道325号、387号（県道45号（阿蘇公園菊池線））、県道23号（菊池赤水線）、第2次緊急輸送通路である国道387号、県道23号と指定避難所を結ぶ道路を「市指定緊急輸送道路」とします。

図一 通行を確保すべき道路の設定



第2章 建築物の耐震化の現状

1. 耐震化の現状

(1) 本市における耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

この基準によって建築された建築物（以下、「新耐震建築物」という）は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された建築物（以下、「新耐震以前建築物」という）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く耐震性に疑問があるとされています。

なお、統計データの性格上、住宅においては、昭和55年以前に建築されたものを「新耐震以前建築物」、昭和56年以降に建築されたものを「新耐震建築物」としており、特定既存耐震不適格建築物においては、昭和56年以前に建築されたものを「新耐震以前建築物」、昭和57年以降に建築されたものを「新耐震建築物」としています。

① 住宅の耐震化の状況

本市の住宅のうち、新耐震基準の住宅は59.2%（11,598棟）、新耐震基準以前の住宅は40.8%（7,982棟）あります。そのうち、耐震性があると判断されるものは14,791棟と想定され、75.5%の住宅で耐震性があると推計されています。

表一 菊池市における耐震性のある住宅の割合（単位：棟）

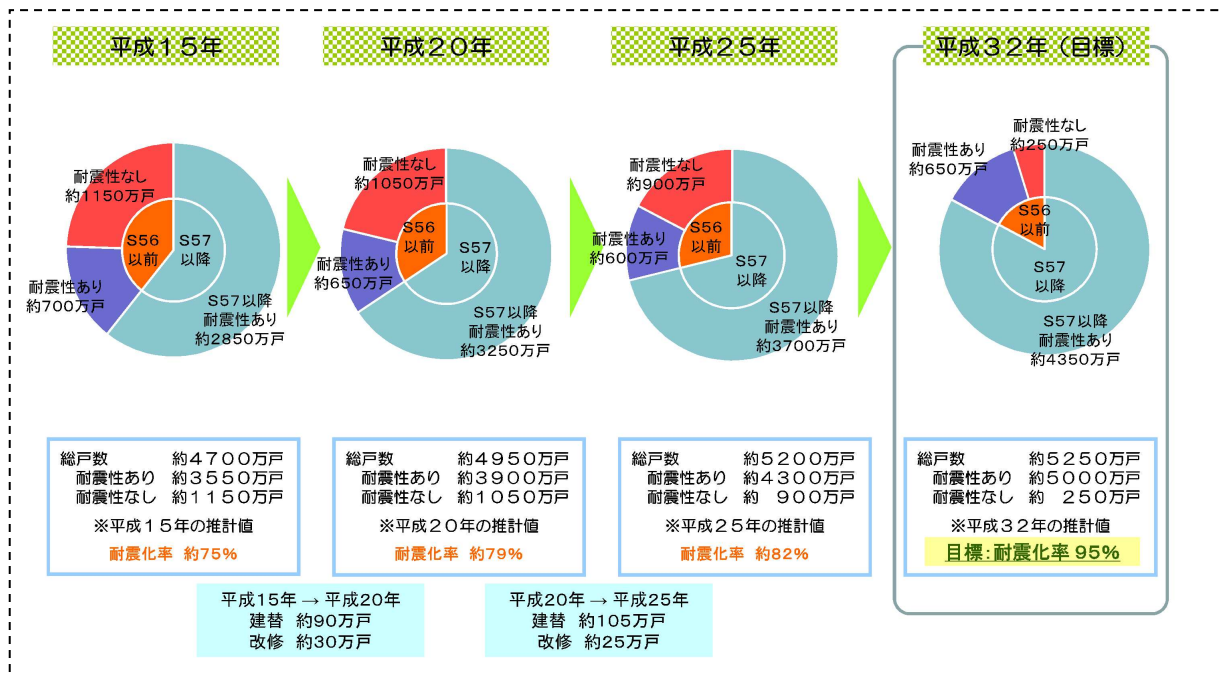
	木造住宅	非木造住宅	合計
b 新耐震住宅（耐震性あり）	8,181	3,417	11,598
新耐震以前住宅	6,130	1,852	7,982
c 耐震性あり※	2,452	741	3,193
d 耐震性なし	3,678	1,111	4,789
a 合計	14,311	5,269	19,580
耐震化率((b+c)/a)	74.3%	78.9%	75.5%

（資料：菊池市調査）

※新耐震以前の住宅のうち「耐震性あり」の数値は、国が算出した推計値（平成25年時点における昭和56年以前に建築された住宅のうち40%は耐震性を有する）を採用している。（出典：国土交通省ホームページ「住宅・建築物の耐震化の状況について」）

〔参考：住宅の耐震化の進捗状況〕

下図の平成25年実績より、新耐震基準以前の住宅（S56以前、約 1,500 万戸）のうち、「耐震性あり」は約 600 万戸、耐震化率40%と推計される。



② 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

本市における、耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当する多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震建築物及び新耐震以前建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）が94.8%であり、耐震性が確認されていない建築物の棟数は6棟となっています。

表一多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（単位：棟）

	公共建築物 (市有建築物)	民間建築物	合計
b 新耐震建築物	31	58	89
新耐震以前建築物	22	5	27
c 耐震性あり※	19	2	21
d 耐震性なし	3	3	6
a 合計	53	63	116
耐震化率((b+c)/a)	94.3%	95.2%	94.8%

(資料: 県提供資料)

※耐震性あり＝新耐震以前建築物のうち、耐震改修工事実施等により、耐震性を有することが確認されている建築物

③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

本市における耐震改修促進法第 14 条第 2 号の規定に該当する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物のうち、危険物屋内貯蔵所は 15 ヶ所ありますが、新耐震以前の建築物はありません。

表一危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況 (単位:棟)

	公共建築物 (市有建築物)	民間建築物	合計
b 新耐震建築物	0	15	15
新耐震以前建築物	0	0	0
c 耐震性あり	0	0	0
d 耐震性なし	0	0	0
a 合計	0	15	15
耐震化率((b+c)/a)	—	100%	100%

(資料: 県提供資料)

④ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

本市における、耐震改修促進法第 14 条第 3 号の規定に該当する用途に供する建築物は下表の通りです。

表一通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況 (単位:棟)

	地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物			合計
	木造	非木造	不明	
b 新耐震建築物	21	20	7	48
新耐震以前建築物	31	8	5	44
建築年不明	1	0	6	7
a 合計	53	28	18	99
耐震化率(b/a)	39.6%	71.4%	38.9%	48.5%

(資料: 県提供資料、菊池市調査)

⑤ 市有建築物の耐震化の状況

法第14条第1号の規定に該当しない建築物を含めた市有建築物のうち、200㎡以上の建物は376件ありますが、令和2年3月現在、対象となる市有建築物の耐震化率は97.6%となっております。

表一対象市有建築物の現状（令和2年3月現在）（単位：棟）

	耐震性能有	耐震性能無		総数	耐震化率
	耐震化不要 若しくは済	耐震 診断済	耐震 未診断		
新耐震以前	100	1	8	109	97.6%
新耐震以降	267	—	—	267	
計	367	9		376	

（資料：市調べ）

なお、対象となる市有建築物のうち、新耐震以前の建築物で、耐震性のない建築物9件の用途別内訳は次の通りです。

表一耐震性のない建築物の用途内訳（令和2年3月現在）（単位：棟）

	耐震診断済	耐震診断未診断	総計
その他行政財産	0	1	1
福祉施設	0	0	0
教育施設	0	6	6
農林業施設	0	1	1
下水道施設	1	0	1
合計	1	8	9

第3章 建築物の耐震化の目標設定

1. 建築物の耐震化の目標設定

(1) 住宅の目標

住宅については、県促進計画や国の基本方針に基づき、令和2年度までの耐震化の目標を95%、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

なお住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み全ての住宅を対象に目標を定めます。

表一住宅の目標

	平成27年の住宅件数	令和2年の住宅総数 (※1推計)	平成27年の耐震化率	耐震化の目標	耐震性を有する住宅件数の目標
木造	14,311	14,103	74.3%		
非木造	5,269	5,193	78.9%		
計	19,580	19,296	75.5%	95%	18,331

	耐震性を有する住宅数の目標			
	現況で耐震性のある住宅	※2 施策を講じなくても耐震化される住宅数	施策を要する住宅数	
住宅	18,331	14,791	2,058	1,482

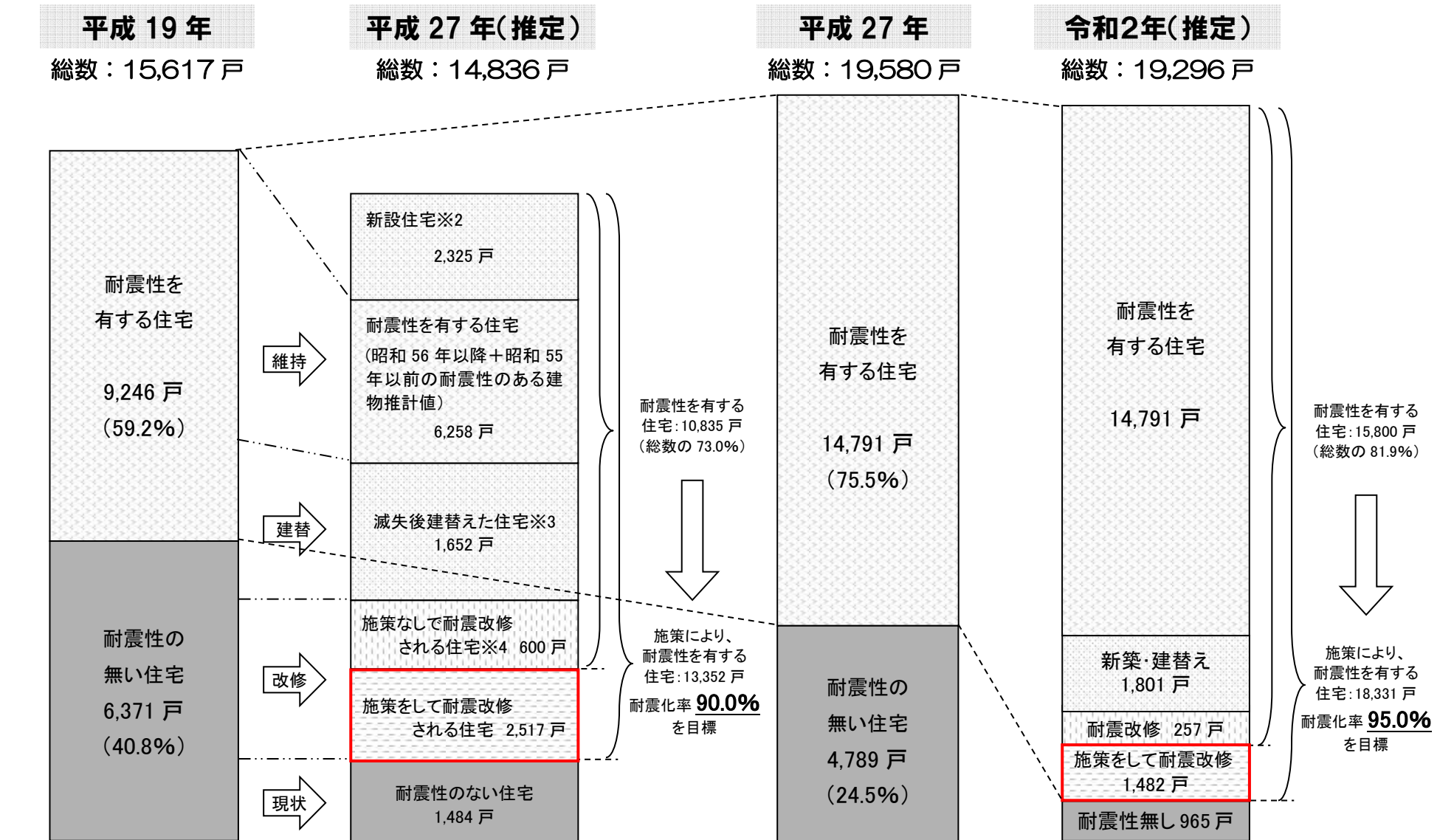
※1 令和2年の住宅数の推計方法

- ①菊池市長期人口ビジョン 将来人口推計より令和2年の人口 47,412 人
- ②平成27年国勢調査より、全国平均の世帯数と、国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口・世帯数より、令和2年の全国平均推計世帯数から減少率を算出 0.96
- ③平成27年の菊池市の人口、世帯数と①②より、令和2年の世帯数を推計 18,377 世帯
- ④平成27年の住宅数/世帯数 の割合 1.05
- ⑤令和2年の住宅数③×④ 19,296 戸

※2 施策を講じなくても耐震化される住宅数

- ①平成28年から令和2年に増加する住宅数は、新耐震建築物であるため耐震性がある 1,801 戸/5年間
- ②住宅・土地統計調査より、熊本県の住宅数における、5年間(H21~25)の木造、非木造における耐震改修件数の割合を、木造、非木造のH32推計住宅数に乘じて算出 257 戸/5年間
- ③施策を講じなくても耐震化される住宅数は①と②の合計 2,058 戸/5年間

図一住宅の目標（イメージ）



(2) 特定既存耐震不適格建築物の目標

① 多数の者が利用する建築物の目標

本市の多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、市有建築物については、令和2年度までの耐震化の目標を100%とします。民間建築物は平成27年度時点で目標の95%を達成しています。また、市有・民有あわせて令和2年度までに、耐震化率95%以上を目標とします。さらに、県促進計画や国の基本方針に基づき、令和7年度までに、対象建築物のうち耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。

特に、災害応急対策活動に必要な施設のうち、災害応急対策の指揮や情報伝達等をする施設や地域防災計画に救護施設や避難場所として位置づけられた建築物については優先的に耐震化を図ります。

このような耐震化を優先すべき建築物としては、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書（消防庁・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会）」（平成14年2月）及び「県促進計画」（平成29年3月）を参考に設定します。

② 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物の目標

本市に立地する火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、全て新耐震建築物であるため、特に目標は定めないものとします。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

熊本県地域防災計画で定められた第1次、第2次緊急輸送道路沿道及び市指定緊急輸送道路等沿道の特定既存耐震不適格建築物について、令和2年度までの耐震化の目標を95%とします。さらに、県促進計画や国の基本方針に基づき、令和7年度までに、対象建築物のうち耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。

なお、沿道における特定既存耐震不適格建築物において耐震診断が行われていない場合、所管行政庁（菊池市においては県）は、防災立入調査等の機会を通じて、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震診断や耐震改修の必要性の説明、市補助制度の紹介等を行い、耐震診断及び耐震改修の実施へ向けて指導及び助言を行います。

表一地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化目標（単位：棟）

	現況				目標		
	現況 総計	耐震性		耐震化率	耐震化を図る べき建築物	耐震性ありの 建築物計	耐震化率
		有	無				
木造	53	21	32	39.6%	/	/	/
非木造	28	20	8	71.4%			
不明	18	7	11	38.9%			
合計	99	48	51	48.5%			

（資料：県提供資料、菊池市調査）

(3) 市有建築物の目標

市有建築物のうち、多数の者が利用する建築物の耐震化について、国の基本方針、県促進計画に基づき、令和2年度までの耐震化率の目標を95%、令和7年度末までに耐震性が不十分な対象建物をおおむね解消することを目標とします。

なお、耐震化が早急に必要な市有建築物については、優先順位を設定した上で耐震化を図ります。国の基本計画や県の促進計画の方針に従い、防災拠点施設である市庁舎及び緊急避難施設となる学校施設を中心に耐震診断及び耐震改修を進めていきます。

また県では、県促進計画の基本戦略のひとつとして「防災上重要な公共建築物等の更なる耐震化」が定められ、防災拠点となる庁舎及び学校施設等の構造体の耐震化に加えて非構造部材の耐震性の確保及び老朽化対策の観点から優先的に耐震対策に取り組むこととなっています。

[参考：国が示す「建築物の耐震化の現状、目標の設定」]

①耐震化の現状（平成25年）

耐震性が不十分な住宅・建築物は、住宅総数約5,200万戸のうち約900万戸（約18%）、多数の者が利用する建築物の総数約42万棟のうち約6万棟（約15%）と推計。

②耐震化の目標

住宅の目標：令和2年度までに耐震化率95%

令和7年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

多数の者が利用する建築物の目標：令和2年度までに耐震化率95%

		平成25年推計値	令和2年目標
住宅 総数		約5,200万戸	約5,250万戸
	うち耐震性あり	約4,300万戸（約82%）	約5,000万戸（95%）
	うち耐震性なし	約900万戸（約18%）	約250万戸（5%）
多数の者が利用する建築物 総数		約42万棟	約44万棟
	うち耐震性あり	約36万棟（約85%）	約42万棟（95%）
	うち耐震性なし	約6万棟（約15%）	約42万棟（95%）

出典：「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成28年3月25日 国土交通省告示第529号）

[参考：熊本県が示す「住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状と目標」]

①耐震化の現状

「平成25年住宅・土地統計調査（総務省統計局）」及び国の推計方法に基づく数値を基に算出した平成27年度末時点での熊本県内の住宅の耐震化率は79%と推計される。

また、県による特定既存不適格建築物の状況把握及び国の推計方法に基づく平成27年度末の特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は90%と推計される。

②住宅、特定既存耐震不適格建築物の目標

令和7年度までに耐震性が不十分な住宅、特定既存耐震不適格建築物を概ね解消

出典：県促進計画

第4章 建築物の耐震促進を図るための施策

1. 重点区域設定による耐震化の促進

(1) 重点的に耐震化を進めるべき区域の設定について

地震の発生により、建物の倒壊による道路閉塞や出火等により避難や救急・消火活動等が妨げられ、大規模な市街地火災を引き起こす可能性のある密集市街地等、地震による大きな被害が想定される地区については、重点的に住宅・建築物の耐震化の取り組む必要があります。

そこで、本計画においては、耐震化の現状把握と併せて建物密集度等を調査したうえで重点的に耐震化を進めるべき区域を検討します。重点区域を設定し、率先した耐震化施策を展開することで、普及啓発の効果促進や耐震化率のさらなる向上が期待できます。

(2) 重点的に耐震化を進めるべき区域の基準

本計画において、重点的に耐震化を進めるべき区域を以下の基準により抽出します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 建物密度 10 戸/ha 以上② 老朽建築物割合 50%以上③ 耐震化率 50%以下④ 法 14 条第 3 号建築物の立地⑤ 平成 28 年熊本地震による被害 |
|---|

①～⑤の各基準にて評価を行い、該当項目の集計により 6 段階に分類しています。次頁に示す評価結果より、赤色で示された区域は、地震発生時に被害やその影響が大きく、耐震化を図る上で優先度が高い区域といえます。

(3) 重点的に耐震化を進める区域

耐震化に関する施策は市内全区域において展開するものですが、前項の「(2) 重点的に耐震化を進めるべき区域の基準」に該当する区域については、重点的に耐震化を進める区域として、耐震改修が必要な建築物の所有者に対し耐震化を勧めます。

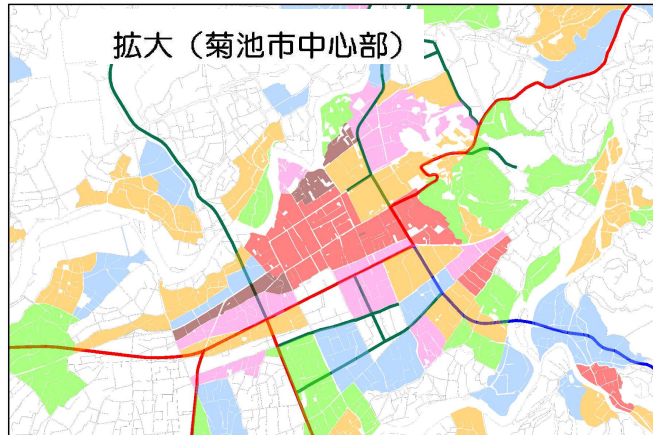
なお、別途定める「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」において緊急耐震重点区域を設定し、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発に努めます。

(4) 重点的に耐震化を進める区域での取り組み方針

重点的に耐震化を進める区域においては、市は周知徹底を図るために期限を定め、個別にもれなく指導する「耐震診断ローラー作戦」(28 ページ参照)を展開し、耐震化を促進します。

さらに、市は重点的に耐震化を進める区域にある建築物の所有者等に対して、主体的に地域の防災まちづくりに取り組み、地域全体で耐震化に取り組めるよう助言します。

評価項目①～⑤による評価結果

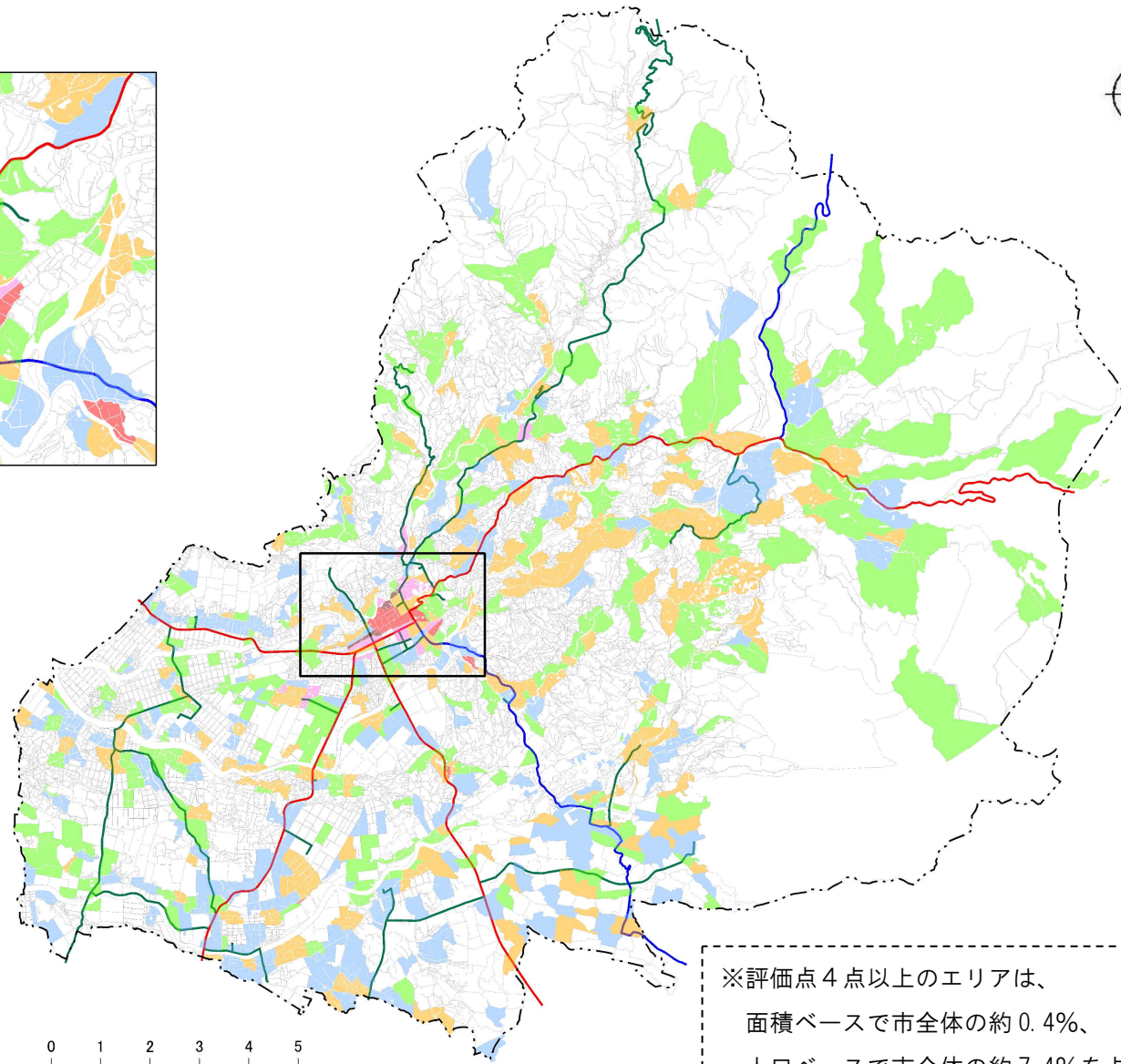


・区域の評価(小字単位)

- 0点
- 1点
- 2点
- 3点
- 4点
- 5点
- 6点

・地震発生時に通行を確保すべき道路

- 第一次緊急輸送道路(県指定)
- 第二次緊急輸送道路(県指定)
- 通行を確保すべき道路(市指定)



※評価点4点以上のエリアは、
面積ベースで市全体の約0.4%、
人口ベースで市全体の約7.4%を占めます。

2. 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置等、以下に示す施策の活用を推進し、耐震化を促進します。

(1) 耐震診断・耐震改修にかかる補助・助成制度

本市では、地震等による住宅の倒壊を防止し、その安全性の向上を図るため、『耐震診断』・『耐震改修』を行う住宅所有者に対し、その事業に要する費用の一部を助成する制度を創設しました。こうした独自の助成制度や県及び関係団体が行う補助や助成制度等の活用を促し、住宅の耐震化を促進します。

①戸建木造住宅耐震診断事業（菊池市）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・菊池市内に所在する地上階数が2以下で、現に居住している戸建木造住宅 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの ・在来軸組工法で建築されたもの
概 要	耐震診断を行う住宅の所有者にその費用の一部を補助する制度
金 額	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額(上限 86,000 円)

②戸建木造住宅耐震改修事業（菊池市）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・菊池市内に所在する地上階数が2以下で、現に居住している戸建木造住宅 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの ・在来軸組工法で建築されたもの ・耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と評価されたもの
概 要	耐震改修を行う住宅の所有者にその費用の一部を補助する制度
金 額	補助対象経費の 23%以内の額(上限 822,000 円)

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化

県は市町村に対して「熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金」制度を設けています。これを活用すべく、市は予算の範囲内で、民間の緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、速やかに耐震診断を行うことができるよう、市耐震診断補助制度があります。

なお、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修助成制度については、継続実施中です。

また、地震災害時の二次的災害を防止するため、⑤に示す危険ブロック塀撤去の補助事業を行います。

③熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金（熊本県）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県建築物耐震改修促進計画で指定した緊急輸送道路沿線であること ・民間建築物 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
概 要	耐震診断を行う事業者等に対して援助を行う市町村を支援し、建築物の耐震化の促進を図るもの。
金 額	国の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき算出された民間補助事業者等の行う耐震診断に要する経費の3分の1以内の額かつ市町村が補助する経費の2分の1以内の額。

④緊急輸送道路沿道建築物耐震対策支援補助事業（菊池市）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿いであること ・地震による倒壊でその道路を閉塞するおそれがあること ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの
概 要	耐震対策支援費…地震が起きた時に、その建物が想定した地震に耐えられるだけの耐力があるかどうかを診断し、耐えられるだけの耐力が無いと判断された場合は、その建物の補強設計、耐震補強工事、改築工事及び除却工事などを補助するもの。
金 額	補助対象経費の3分の2以内の額

⑤ 危険ブロック塀等の撤去支援事業（菊池市）

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路沿線、または通学路沿道であること。 ・住宅に設置しているブロック塀
概 要	危険ブロック塀撤去を行う事業者等に対して補助金を交付し、事業推進を図る。
金 額	民間補助事業者等の行う危険ブロック塀撤去に要する経費の3分の2以内の額。

(3) 市有建築物等の耐震化

市有建築物については、地震発生時の市民をはじめとする利用者の安全確保はもとより、震災時における公共空間としての様々な役割を維持・確保する必要性も高いことから、計画的に耐震化を推進することが重要です。また、全市的な耐震化の動きを牽引するという意味でも、公共施設の耐震化を率先して行っていくことは、行政としての責務であると考えます。

そこで、社会資本整備総合交付金等の活用を視野に入れながら、本計画に基づき、優先的に耐震対策をすべき建築物から順次耐震化に取り組むこととします。その際、対象施設の管理者は関係部局と調整を図り、計画的な耐震化を推進するものとします。

なお、公共施設等総合管理計画等の各種計画と整合を図り、施設の統廃合や集約・複合等の個別状況も考慮しながら耐震化を進めていきます。

(4) 住宅に係る耐震改修促進税制

住宅の耐震改修を行った場合に受けられる所得税、固定資産税減額制度があります。今後も県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化を促進します。

3. 普及・啓発

住宅の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。

このため本市は、民間の戸建て木造住宅の耐震対策に取り組むため、住宅の耐震性に関する知識の普及・啓発を行い、既存住宅の耐震性能の向上を促します。

また、地震防災マップ等の情報を市民に提供することにより、地震災害に対する危険性を認識し、地震防災対策が自らの問題・地域の問題であることを意識してもらうことが重要です。

(1) 広報誌・インターネットによる広報活動

広報きくちや市ホームページ等、住民の目に触れやすい媒体を利用して、耐震診断、耐震改修についての広報活動を展開します。また、市ホームページの「いざというとき」のページに、本計画や地震防災マップを掲載し、自由に閲覧できるようにします。

その他、住宅の耐震診断に関する支援制度の情報や、熊本県の木造住宅耐震診断講習会受講修了者の氏名等に関する情報等を提供します。さらに、本市建設部都市整備課に「耐震化に関する相談窓口」を設け、ホームページからの相談もできるよう対応します。

なお、県や関係団体（熊本県建築住宅センター等）が開催する、住宅耐震化に関するシンポジウムや講演会等の情報も市民に提供します。



(2) 講習会や相談会の開催

地震災害の危険性とその備えの重要性、本市の緊急輸送道路網、耐震化促進の必要性等に関する意識啓発を進め、地震災害への対処策を学ぶための講習会を、自治会や事業者等の要望に応じて開催します。また、県の「菊池地域振興局出前講座」や、本市の「生涯学習まちづくり出前講座」に取り入れたり、開催されるイベント会場等に出張相談コーナーを設置したりする等、市民が気軽に耐震診断・耐震改修にふれることの出来る機会を設けます。



(3) 地震防災マップの活用

住宅等の耐震化を効果的に推進するためには、市全域における地震の予防対策として、発生
の恐れのある地震やその建物被害等の可能性を、市民や特定既存耐震不適格建築物等の所有者
等に示すことが重要です。これによって、地震時における避難を容易にするとともに、市民の
防災意識を高めることができます。そこで、既存の地震防災マップを活用し、情報提供に努め
ます。



地震防災マップ記載内容

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 菊池市域のゆれやすさ(震度予測結果) ■ 地震時の心得 ■ 菊池安心メールの登録方法 ■ 家の安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 菊池市域危険度マップ(建物全壊率) ■ 日ごろの備え ■ 緊急時の連絡先 ■ 住宅の耐震診断について |
|--|---|

(4) 耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化を進めるために、新耐震以前の木造住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、さらに普及・啓発に努める必要があります。

重点的に耐震化を進める区域においては、自治会等の地域組織と連携し、該当する建物に関して木造住宅の耐震診断の必要性を伝えることに努めます。

また、個別に漏れなく指導するためには、国土交通省住宅局監修の「誰でもできるわが家の耐震診断」のホームページやリーフレットを利用し、所有者個人でできる簡易な耐震診断を広く普及させ、耐震診断の重要性を認識してもらうことが大切です。



参考一誰でもできるわが家の耐震診断（国土交通省住宅局監修）

(http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagayare/taisin_flash.html)

このように個別に漏れなく指導する「耐震診断ローラー作戦」を、県と連携しながら推進を図ります。実施方法については、これまでの他都市での事例の成果を踏まえつつ、民間事業者の活用や、地域の各種団体との協働方法を検討する等、さらなる効率的・効果的な実施に努めます。

(5) 福祉と連携した取り組み

高齢者や障害者等のいる世帯については、住宅のバリアフリー化等と合わせて、耐震改修を行いやすくするための助言を行います。

また、耐震改修工事を装った悪質業者による詐欺等の犯罪を防止するためにも、老人会、自治会等の組織を通じて必要な情報を提供するとともに、被害にあった場合にもクーリングオフ等の事後対策ができるよう、特に高齢者やその家族に対して必要な情報を提供します。さらに、県の消費者相談センター等と連携して個別の対応ができるようにします。

4. 低コスト耐震化工法の普及

住宅や特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を促進するためには、その所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。本市も、熊本県をはじめ、耐震改修支援センター^{※1}や（一財）熊本県建築住宅センターと連携し、住宅及び建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術等（簡易な方法やコストダウンができる方法など）の情報提供の充実及び普及・啓発を図ります。

※1:法第 32 条の規定により、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援する目的で国土交通大臣の指定を受けたもの(財団法人 日本建築防災協会)

5. 関連する安全対策

(1) 非構造部材・建築設備等に対する安全対策について

① 天井・窓ガラス・内外壁等の非構造部材の安全対策

東日本大震災では、多数の建築物で天井の脱落、窓ガラスの破損、内外壁の脱落等が発生し、特に、大規模空間を有する建築物の天井脱落事故による死傷者も発生しており、熊本地震においても、天井脱落等の非構造部材の被害がありました。

そこで、地震時の非構造部材に起因する被害軽減に向けて、適切な安全対策を促進します。

② エレベーター・エスカレーター等の建築設備の安全対策

不特定多数の利用が想定される建築物等に設置されることが多いエレベーター・エスカレーターは、東日本大震災や熊本地震において、エレベーター停止による閉じ込め被害やエスカレーターの落下事故、エスカレーター接続部の被害報告が多数あったことから、地震時の混乱を早期に解消する上でも、安全対策による安全確保は喫緊の課題となっています。

そこで、エレベーターについては、熊本県全域が「エレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要がある地域」に指定されており、県や関係団体と連携し、安全装置の設置を促進していくものとします。

また、エスカレーターについては、県と連携し、新設エスカレーターへの落下防止措置の義務づけや既設エスカレーターにおける定期検査報告制度等を活用した建築物所有者等への技術基準の周知を図ります。

(2) 文化財建造物の安全対策について

熊本地震では、多数の文化財建造物が被害を受けましたが、文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存・維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策を採用しがたい状況にあります。このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定（平成24年6月改正）された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に則した文化財建造物の耐震性能を確保するための取組みを支援します。

(3) 被災建築物応急危険度判定体制

熊本地震では、余震等による二次災害を防止するため、県が主体となって被災した建築物の応急危険度判定が57,570棟にわたり実施されました。

地震により建築物、宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、県及び市町村は、「熊本県被災建築物応急危険度判定要項」に基づき必要な措置を講じます。

今後の地震に備え、引き続き被災建築物応急危険度判定士の養成、登録を行い、応急危険度判定の実施の目的等の市民への十分な周知に努めます。

6. 地域における耐震化の取り組みの促進

地震防災対策として、「自らの生命財産は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ということが基本になります。

また、住宅や建築物の耐震化に取り組むためには、地域住民の協力が不可欠であり、住民が主体となって取り組むことで、耐震化の実現性がより高まると考えられます。住民や建築物の所有者等が具体的な知識や技術を身につけ、地震発生時に適切な行動ができるよう、以下の取り組みを進めます。

(1) 自治会を基本にした自主防災組織の設立支援

現在、本市においては、自主防災組織は主に自治会で設立されています。自主防災組織がない地区に対しては組織設立の支援を行います。また、平成17年に告示された「菊池市地域づくり推進補助金」の利用も勧めます。

さらに自治会に対し、被災時に迅速で的確な救助活動を実施するため、地域内の住宅の耐震性能や要援護者の状況等の情報提供も行います。



桜山七区の防災訓練が同区公民館であり、区民約50人が参加。
参加者は消防署員から胸骨圧迫等の講習を受け、早速、人形を使用した実践訓練を体験した。
(平成27年5月10日)

写真出典：菊池市ホームページ

(2) アドバイザーの育成

建築士等の専門家を住民や建物の所有者の相談アドバイザーとして、建物の耐震化を中心とした幅広い地震被害軽減の方策を提案できるよう育成します。

(3) リスクコミュニケーションの推進

市、地域住民、民間事業者、建築士等連携を図りながらネットワークを形成し、各々が必要とする情報を適宜選択できるような双方向の体制づくり（リスクコミュニケーション）を推進し、住宅における地震被害軽減にむけた総合的な推進体制を整備します。

(4) 菊池安心メールの活用

現在、本市の火災・防災・防犯・交通に関する緊急連絡を迅速かつ正確に行うことを目的に、平成19年度より「菊池安心メール」が運用されています。市の安全対策課及び各支所から市民所有の携帯電話へ発信する情報メールを活用し、地震発生時に災害状況や避難所への誘導等の情報提供を行います。利用にあたっては事前登録が必要であるため、市政だよりや出前講座等を利用して登録方法の講習会を行い、普及に努めます。

図一 菊池安心メールの登録方法

ためになるばい!

安心安全メールが新しくなります!

☎市長公室 ☎(25)7200



情報充実♪

これまで、防災・防犯用のメールとして「安心安全メール」を配信してきました。今後はさらに情報を充実し、くらしの情報、教育・文化・スポーツ、観光・イベント情報なども配信します。ぜひご利用ください。すでに登録している人には、4月上旬に登録項目変更のメールを配信します。

■登録手順

- ①携帯「メール」画面を開き「新規メール」「新規作成」などを選択。
- ②「メール作成」画面を開いたら、宛先(TO)に直接「kam@123123.tv」と入力し、空メールを送信。
- ③10分程度で「菊池安心メールのご登録」というメールが届きますので、メールを開き、文章の下段にあるURL(アドレス)を選択してください。
- ④「会員登録」画面を開いたら、各自当てはまる項目にチェックして「登録」を選択します。

■メールが届かなくなった人
空メールを送信しても返事が来ない人へ
 迷惑メール対策やインターネットからのメール拒否が考えられます。「ドメイン指定受信設定」で確認してください。ドメイン指定受信設定方法はホームページに掲載していますのでご覧ください。
 ※必ずドメイン「123123.tv」のみ入力するようにしてください。
 ※現在の設定や機種、携帯電話会社の設定変更などによって設定の方法が異なる場合があります。不明な点は各携帯電話会社にお問い合わせください。

■docomo お客様サポート ☎0120(800)000
 ■au お客さまサポート ☎0077(7)111
 ■SoftBank カスタマーサポート ☎0800(919)0157





←登録用2次元コード



これで安心♪

資料：広報きくち 平成27年4月号

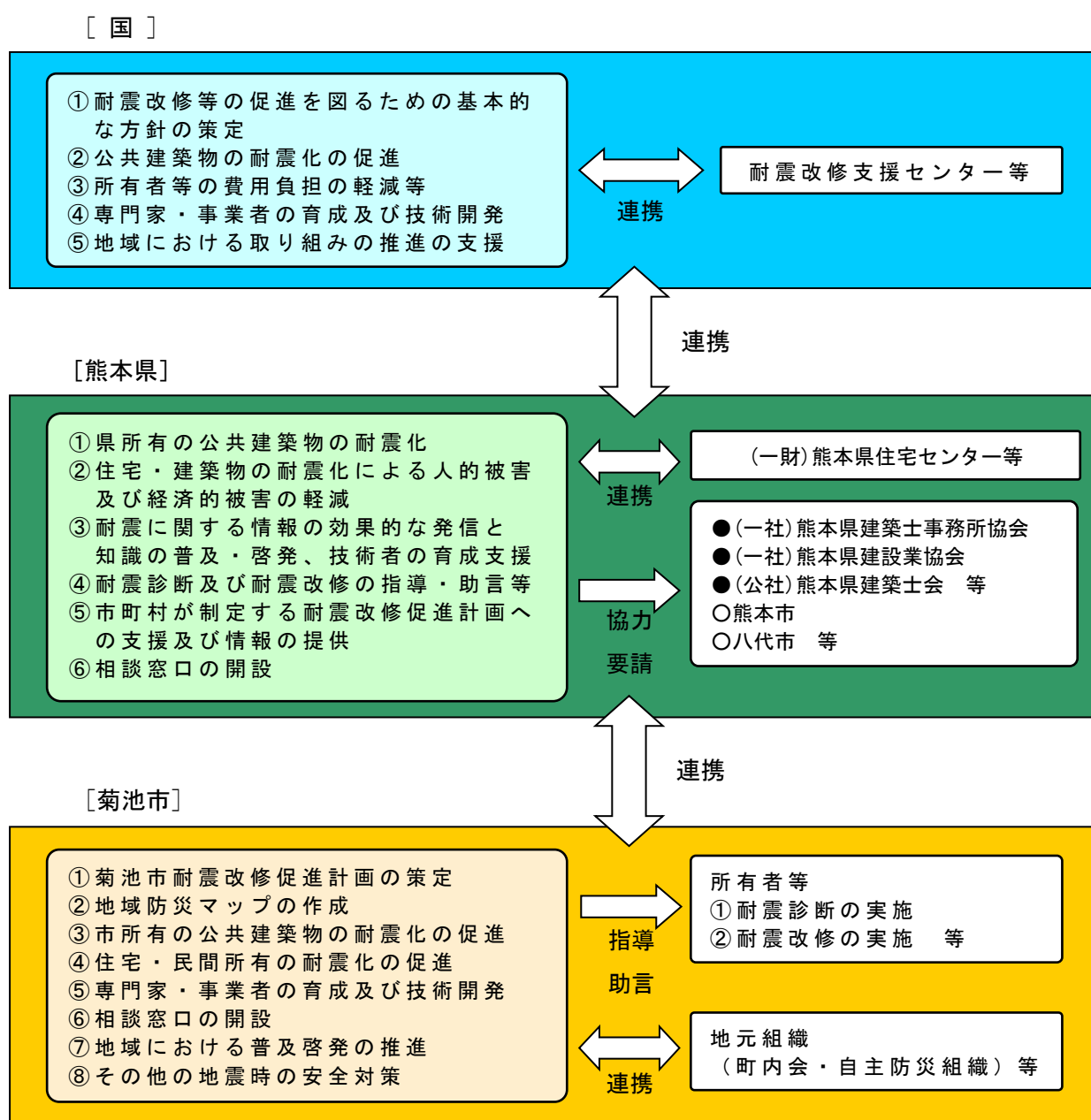
第5章 計画の実現に向けて

1. 国・県や関係機関等との連携

(1) 国・県・菊池市の役割

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等（以下、「所有者等」という）が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市は、国や県と連携し、本計画で示している耐震化目標を実現するため、図のような役割分担を図りながら、所有者等の取り組みをできる限り支援します。

図一 国・県・菊池市の役割分担



(2) 関係機関や団体等との連携体制の構築

円滑に住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化を促進するためには、関連する機関や団体等と連携して相談、指導、助言を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

① 熊本県との連携

耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、本市を所管する特定行政庁（熊本県・県北広域本部景観建築課）が、特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対する指導等を行っていきます。

また、平成 17 年度より県内市町村を対象とした「熊本県建築物耐震対策市町村連絡会議」において、県と連携して耐震対策の普及に努めています。この会議を通じて、市所有建築物の計画的な耐震化及び住宅建築物の耐震化を進めていきます。

② 公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物等のうち、災害応急活動に必要な建築物など特に耐震化を優先すべき建築物には、公共機関が所有する建築物が多く含まれます。

これら建築物のなかで、地震など災害時に避難所として利用する建築物などは早期に耐震化を図りますが、近接区域では計画的に実施時期を分散し、不測の災害時にも区域全体としては概ねその機能を保全することが望まれる建築物があります。

このため、他の公共施設管理者と協調・連携して円滑に耐震化を推進します。

③ 各団体・組合との連携

（一社）熊本県建築士事務所協会、（一社）熊本県建設業協会、（公社）熊本県建築士会、（一財）熊本県建築住宅センター等の県内の建築団体及び関係行政機関等で構成されている「熊本県建築物安全安心推進協議会」（以下、「推進協議会」という）が平成 11 年 9 月に設置され、建築物の安全性を的確に確保するための施策が策定・実施されています。平成 18 年 4 月には専門部会（耐震改修等促進部会）が設置されました。本市は、協議会活動の一環として参加し、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

また、建築関係団体のほか、学校、病院、旅館・ホテル、店舗等の各種組合等とも連携して、耐震診断及び耐震改修等に関する知識の普及や啓発を行うなど、特定既存耐震不適格建築物や多数のものが利用する施設などの耐震化の促進に努めます。

(3) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、市と連携しながら、地域防災対策等（防災訓練、地域による地震時の危険箇所点検、災害時要援護者の把握、地域連絡体制の構築など）を自らの問題または地域の問題として意識し、防災対策に取り組むことが重要です。自らの生命や財産、施設利用者の安全を守るためには、以下のような点を踏まえ、自ら行動することが重要です。

所有者等の役割

- ①耐震改修による被害の軽減、生命・財産の保護
- ②震災時の住宅内の避難路確保
- ③震災後の生活空間の確保
- ④震災後の地域協力体制の確保
- ⑤地域防災活動への積極的な参加
- ⑥家具転倒防止策等による室内での震災事故防止
- ⑦窓ガラスの飛散・ブロック塀の倒壊などによる第三者への危害防止
- ⑧その他の地震時の安全対策

2. 庁内推進体制の構築

(1) 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本市建設部都市整備課において、住宅・特定既存耐震不適格建築物等の耐震化をはじめとした相談窓口を設置し、相談に応じています。

今後も相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じてるとともに、市広報誌やホームページ、回覧板等を通じた相談機会の充実に努めます。

(2) 市有建築物耐震化の庁内推進体制

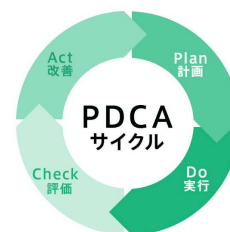
市有施設の耐震化を推進する体制として、建設部都市整備課が事務局となり、施設所管課と連携して耐震化を推進します。

耐震診断や改修工事費の予算確保・事業実施を担当課で行い、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金申請や技術的助言を都市整備課が行うことで、今後よりスムーズに耐震化を進めることとし、計画実現を目指します。

3. 計画の進行管理

目標の達成に向けては、計画の進行管理が重要となってくるため、PDCA^{※1}サイクルに基づく計画の進行管理及び定期的な進行管理を実施します。

※1:PDCA:マネジメントサイクルの1つ。計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)の順にプロセスを実施していくもの。改善(Act)は評価(Check)の結果により、当初の計画達成にむけての改善策かを検討し、計画、実行の見直しを行っていく。これらのプロセスを順に繰り返す(スパイラルアップ)ことにより、継続的な改善活動を推進する手法。



図ーPDCAサイクルの概念図

- ①耐震化を促進することが重要とされている公共建築物については、耐震化が本計画に沿って円滑に進んでいるか進捗状況を定期的に確認します。
- ②住宅については、各年度の耐震診断事業の実績や耐震改修費助成の実績等を基にするとともに、住宅・土地統計調査の集計結果を参考にし、耐震改修の進捗状況を確認します。
- ③民間建築物については、県と連携しながら指導、助言を行い、耐震診断や耐震改修の進捗状況を確認しながら、耐震化の促進を図るものとします。

また、進行管理にあわせ、さらには、事業の進捗状況と社会情勢の変化、各年度の予算状況や進捗状況の確認を行い、必要に応じて適宜計画の見直し等を行います。